

議案第69号

証人等の実費弁償に関する条例及び加西市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

証人等の実費弁償に関する条例及び加西市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年12月3日提出

加西市長 西村 和平

証人等の実費弁償に関する条例及び加西市特別職報酬等審議会条例の一部を
改正する条例

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第1条 証人等の実費弁償に関する条例(昭和43年加西市条例第32号)の一部を次のよ
うに改正する。

第1条第3号を次のように改める。

(3) 地方自治法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含
む。)の規定により、公聴会に参加した利害関係を有する者又は学識経験を有する
者等

第1条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号
の次に次の1号を加える。

(4) 地方自治法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含
む。)の規定により、議会又は議会の委員会の求めに応じて出頭した参考人

(加西市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 加西市特別職報酬等審議会条例(昭和43年加西市条例第39号)の一部を次のよ
うに改正する。

第2条中「議員報酬」の右に「及び政務活動費」を加え、「並びに政務調査費の額」
を削り、「聞く」を「聴く」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条た
だし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(審議資料)

地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、証人等の実費弁償に関する条例(昭和43年加西市条例第32号)及び加西市特別職報酬等審議会条例(昭和43年加西市条例第39号)について所要の改正を行うもの。

(1) 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

地方自治法第109条、第109条の2及び第110条に規定されていた公聴会に参加した者及び参考人が、第115条の2で規定されたことに伴い所要の改正を行う。

(2) 加西市特別職報酬等審議会条例の一部改正

「政務調査費」を「政務活動費」に改正されたことに伴い所要の改正を行う。